

水産公共関連民間技術の
確認審査・評価事業
申込案内



一般社団法人 漁港漁場新技術研究会

目 次

水産公共関連民間技術の確認審査・評価事業のご案内	1
申込案内	2
1. 評価の対象となる技術	2
2. 申込方法	3
3. 確認審査・評価の流れ	4
4. 申込料および評価費用	5
5. 支払方法	5
別紙1 評価資料作成要領	6
別紙2 水産公共関連民間技術の確認、審査・評価に関する実施要領	7
受付審査基準	12
様式1 評価依頼書	13
様式2 技術概要説明書	14
様式3 受付け審査基準確認書	16
様式4 評価依頼承諾書	19
様式5 評価証	20
様式6 評価更新依頼書	21
様式7 評価更新依頼承諾書	22
様式8 評価証取得技術内容変更依頼書	23
様式9 評価証取得技術内容変更依頼承諾書	24
参考 承諾書	25

水産公共関連民間技術の確認審査・評価事業のご案内

一般社団法人 漁港漁場新技術研究会では、民間事業者の方々が開発された技術（漁港・漁場・漁村および海岸等の整備・開発、利用・管理等に関する技術）を評価する水産公共関連民間技術の確認審査・評価事業を実施しています。この事業は、申請いただいた技術を学識経験者で構成される委員会にて客観的・中立的な立場から内容を確認審査し、当研究会で評価させていただくものです。

当研究会としては、こうした第三者機関の審査・評価過程を経ることにより、民間事業者の皆様が開発された技術の内容と開発過程で行われた機能・効果の検証に関する客観性が高まり、具体的な水産公共関連事業に適用されやすい環境が整うことを期待いたしております。

この申込案内は、「水産公共関連民間技術の確認審査・評価事業」の手続きについてのご説明資料として作成したものです。

社会の発展に伴い、水産公共事業におけるニーズが多様化し、多岐にわたる民間技術が求められています。この事業により、様々な水産公共関連事業への民間技術の活用・普及が進み、更なる研究・開発へと広がることにより、我が国の水産業の発展と豊かな沿岸地域の創出が図られることを、念願してやみません。

平成26年7月

一般社団法人 漁港漁場新技術研究会

申 込 案 内

1. 評価の対象となる技術

漁港・漁場・漁村および海岸等の整備・開発、利用・管理等に利用できる技術であって、民間企業が開発した下記の分野の技術を対象とします。

1. 新工法、新構造、新材料など水産公共整備関連の基盤的な技術
2. 環境、リサイクル、景観、衛生管理、再生可能エネルギーに関する技術
3. 水産公共関連施設を適切に維持していくための技術
4. 漁港・漁村の情報、通信、防災、危機管理等に関する技術

主な対象技術の種類を以下に示します。

- (1) 水産生物生息環境の向上、創出の技術
- (2) リサイクル材料の実用化技術
- (3) 液状化対策技術、地盤改良技術
- (4) 構造部材の標準化・量産化技術
- (5) 施設の補強工法・老朽化対策工法
- (6) 耐震・対津波技術
- (7) 施工及び施工管理技術
(施工精度向上、効率化、水中ロボット機械、出来型計測装置等)
- (8) 衛生管理、再生可能エネルギーに関する技術、その他

又、評価の対象となる技術については、下記に示す「要素技術」と「一般技術」に分類し、確認審査・評価を実施します。

- ① 要素技術；構造物に付属する設備や製品、或いはソフトウェア等であって、それ単独で機能させることを想定しないもの。
- ② 一般技術；要素技術以外の工法、構造などの技術。

さらに、評価の依頼をする技術（以下依頼技術）及び依頼者は、当研究会が別途定める受付審査基準（P.12 参照）の条件を満たしていることを前提とする。

2. 申込方法

- 1) 申込窓口： 一般社団法人 漁港漁場新技術研究会
〒101-0046 千代田区神田多町2-9 田中ビル
TEL. 03-5294-6868 FAX. 03-5294-6877
- 2) 申込期間： 平成27年4月1日 ～ 6月30日
- 3) 評価証の交付： 平成28年3月末頃の予定
- 4) 評価用書類： 添付の別紙2 「水産公共関連民間技術の確認審査・評価に関する実施要領」の
様式1及び様式2により作成して申し込んでください。

案内図・交通



東京メトロ銀座線神田駅 5番出口より徒歩3分

東京メトロ丸の内線 淡路町駅 A1・A2番出口より徒歩4分

東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B6番出口より徒歩6分

都営地下鉄新宿線 小川町駅 A1・A2番出口より徒歩4分

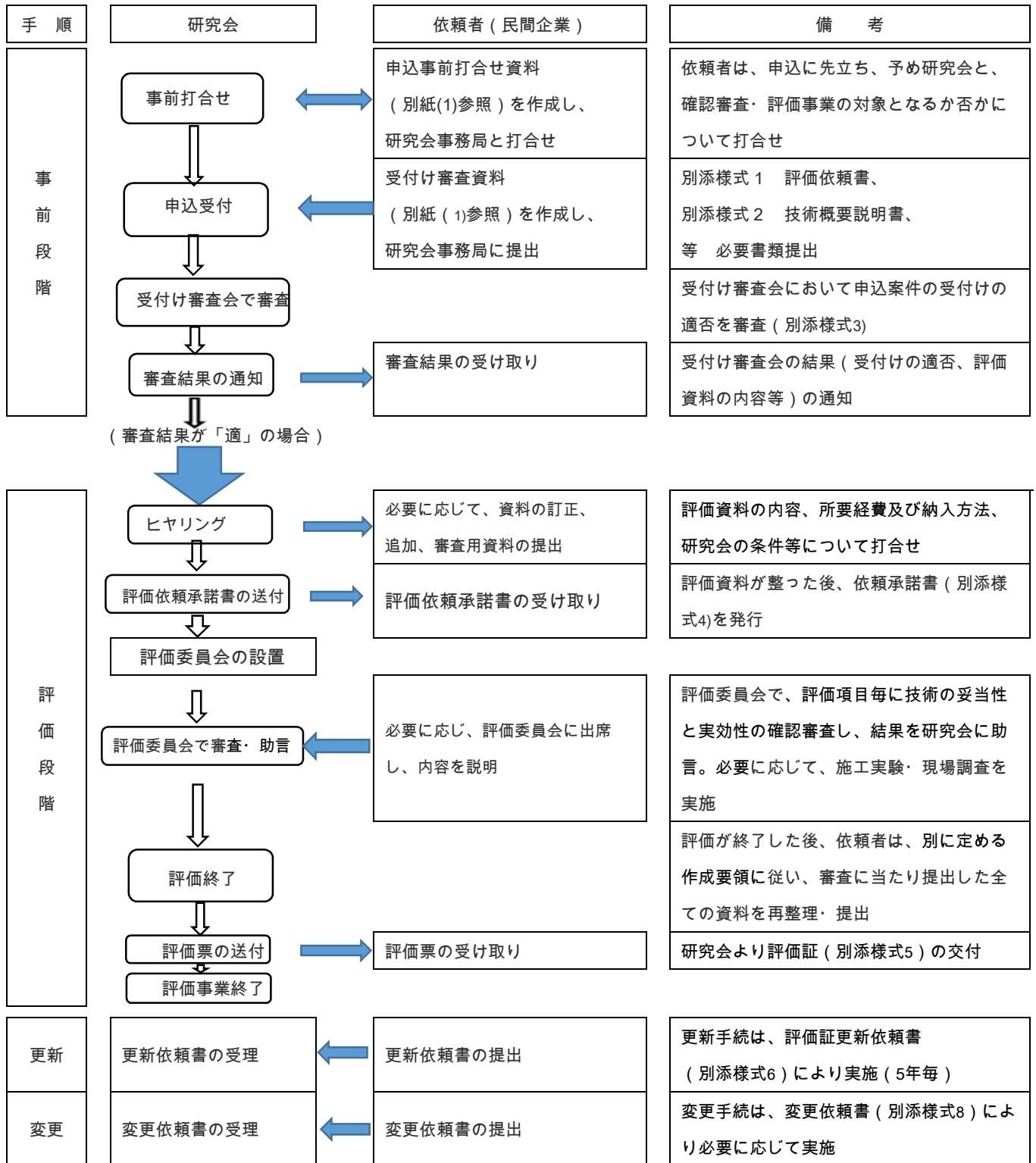
J R線 神田駅 西・北口より徒歩5分

(ビル1Fにトヨタレンタカーがあります)

3. 確認審査・評価の流れ

評価は下表示す手順に従って行います。なお、詳細については実施要領をご覧ください。

以下の案内において、一般社団法人 漁港漁場新技術研究会を研究会と略称します。



4. 申込料および評価費用

所要経費は1件当たり次の額（税抜）とします。

1. 申込料	10万円
2. 評価費用	
一般技術	200万円
要素技術	120万円
3. 更新費用	
一般技術	70万円
(5年毎)	
要素技術	40万円
4. 部分的変更費用	
一般技術	130万円
要素技術	80万円

[注1] 所要経費には、確認試験費用は含まれておりません。

確認試験、現場調査等を実施する場合は、原則として経費を別途請求いたします。

[注2] 類似の技術について、同一の依頼者が複数の申込をする場合には、1件当たりにつき評価費用を減額することがあります。

[注3] 評価の期間中に依頼者が評価依頼を取り下げた場合、または評価委員会において評価を依頼する技術が開発の趣旨、目標に達していないと認められた場合は、評価を中止し、その間の経費は実費精算といたします。

5. 支払方法

申込料 : 評価申込時に研究会より請求しますので、請求書の記載に基づいてお支払い下さい。

評価費用 : 評価依頼承諾書の発行と同時に研究会より請求しますので、請求書の記載に基づいてお支払い下さい。

評 価 資 料 作 成 要 領

1. 必要書類と概略部数

書類内容	事前打合せ用	受付け審査用	評価用
(1) 評価依頼書	-	1部	-
(2) 会社概要	2部	5部	5部
(3) カタログ	2部	5部	5部
(4) マニュアル等	2部	5部	5部
(5) 使用実績	2部	5部	5部
(6) 技術概要説明書	2部	5部	10部
(7) 評価資料	2部	5部	10部

注) 資料の部数は技術内容および事前打合せの結果により異なる場合があります。

2. 作成要領

- (1) 評 価 依 頼 書 : 実施要領の(様式1)により作成してください。
- (2) 会 社 概 要 : 会社概要のパンフレット。経営状況、技術者数を明示した書類も合わせてご提出下さい。
- (3) カ タ ロ グ : 評価依頼技術に関するカタログを提出して下さい。
該当するカタログが未整備の場合は評価資料の中でご説明下さい。
- (4) マニュアル等 : 施工(使用)方法、器具の取扱い説明、管理体制、検査方法等について記載したものを提出して下さい。
該当するマニュアルが未整備の場合は評価資料の中でご説明下さい。
- (5) 使 用 実 績 : 使用実績を提出して下さい。
- (6) 技術概要説明書 : 実施要領の様式—2により作成して下さい。
- (7) 評 価 資 料 : 技術概要説明書の内容のうち下記については、より詳細に記載して下さい。(その他の追加の資料の形式は問いません。)

- ① 技術の概要
適用範囲、施工体制、施工(使用)方法、特徴等について明確に記述して下さい。
- ② 開発の趣旨
技術開発に至った経緯とこの成果の目指すところを記述して下さい。
- ③ 開発目標
当該技術の諸性能のうち評価の対象項目について、できるだけ具体的に記述して下さい。
- ④ 性能確認方法
上記「③開発目標」の内容を確認できるような品質・性能等試験及び実験、施工実績の内容、成績、結果等を明示して下さい。なお、試験・実験方法は可能な限りJISおよびその他標準的な試験法を使用して下さい。
- 1) 性能確認試験・実験
- 2) 施工現場確認試験、現場実用化試験、施工実績
- ⑤ 既存技術との対比
従来の技術について当該評価技術と対比させながら記述して下さい。
- ⑥ 他団体での認証や論文など
認証団体(認証団体、認証番号、認証年月日) 発表論文(論文タイトル、学会等の名称、発表年月日)
- ⑦ 施工(使用)マニュアル等
施工(使用)方法、器具の取扱説明、管理体制、検査方法の詳細及び取扱注意事項、安全対策、故障・不良等が生じた際の対応について記載したものをご用意下さい。
- ⑧ その他、当該技術評価に必要な資料

水産公共関連民間技術の確認審査・評価 に関する実施要領

(総 則)

第1条 この要領は、一般社団法人 漁港漁場新技術研究会（以下「当研究会」という）が行う水産公共関連民間技術の確認審査・評価事業の実施に適用するものとする。

(評価の対象技術)

第2条 漁港、漁場、漁村及び海岸等の、整備・開発、利用・管理等に利用できる技術であつて、民間が開発した工法を中心とした技術を主な対象とする。

- 2 前項の技術のうち、構造物に付属する設備や製品、或いはソフトウェア等であつて、それ単独で機能させることを想定しないものを「要素技術」と呼び、その他、工法、構造などの技術を「一般技術」と呼ぶ。

(評価の申込み)

第3条 当研究会に技術の評価を依頼しようとするもの（以下「依頼者」という）は、評価依頼書（p.13 様式1）に、必要書類を添えて当研究会に申し込むものとする。

- 2 前項の書類とは、技術概要説明書（p.14 様式2）、受付け審査に必要な会社概要、依頼者による性能確認試験報告書等の研究成果書、開発技術のパンフレット、ビデオ等評価に必要な資料とする。

(受付け審査)

第4条 当研究会は、評価依頼のあつた技術について、別途定める受付け審査基準（p.12 参照）により評価対象としての適否を審査するものとする。

- 2 依頼者は、受付審査基準確認書（p.16 様式3）の全項目を記入し当研究会に提出するものとする。
- 3 受付け審査は、当研究会役職員よりなる受付け審査会において実施する。

(依頼者との協議)

第5条 当研究会は、前条の規定により、評価対象として適当と認められた技術（以下、「評価対象技術」という）について、次の各項目について依頼者と協議を行うものとする。

- 一 評価の範囲
- 二 評価期間
- 三 所要経費及びその納入方法
- 四 評価証の作成に関する事項
- 五 提出資料の種類と提出部数
- 六 その他

(評価依頼の承諾)

第6条 当研究会は、依頼者と協議が整ったときは、様式4 (p.19) に定める評価依頼承諾書を依頼者に送付するものとする。

(評価に当たる者の選任)

第7条 当研究会は、評価対象技術に関し学識経験を有する者の中から、評価にあたる者を選任するものとする。

(評価の方法)

第8条 評価対象技術の評価は、当研究会役員を含む前条の規定により選任された学識経験者により構成される水産公共関連民間技術の確認審査・評価委員会（以下「評価委員会」という）において行うものとする。

- 2 評価は、原則として依頼者が提出した資料に基づいて行うものとする。なお、評価委員会は、性能確認のために必要な試験や資料の提出を依頼者に求めることができるものとする。
- 3 評価の基準は、国等が定める技術指針等を参考に評価を依頼された水産公共関連技術の内容、開発の主旨および開発目標に応じ、性能の確認を主眼として評価委員会の助言を踏まえ当研究会が定めるものとする。
- 4 評価期間及び評価委員会の開催回数は、原則として6ヶ月間及び3回とする。
- 5 申込み内容に虚偽等の問題が発生した場合、評価を中断し、受付け審査会を開催し、その対応方法を検討する。
- 6 前項の検討の結果、書類の変更などで対応できると判断された場合には、依頼者に対して必要な修正を求める。この場合新たな費用（評価委員会のやり直し等）が発生した場合には、第12条に従うものとする。
- 7 前5項において評価を中止することが妥当とされた場合には、直ちに評価作業を中止し、理由とともに依頼者へ通知するものとする。この場合、第13条に準じて協議する。

(資料の説明)

第9条 評価委員会は、依頼者に対し、必要に応じ評価委員会に出席のうえ資料の説明を求めることができる。

(評価の過程で発生した工業所有権等)

第10条 評価の過程において必要となった試験または技術改良等の指導に関連して発生した工業所有権（出願権を含む）の取扱いについては、当研究会と依頼者が協議してこれを定めるものとする。

(評価の報告)

第11条 当研究会は、評価を終了したときは、遅滞なく様式5 (p.20) の評価証及び評価報告書を取りまとめ、依頼者に送付するものとする。

(所要経費)

第12条 第5条の所要経費は、申込料10万円(税別)及び一般技術にあつては評価費用200万円(税別)、要素技術にあつては評価費用120万円(税別)とし、依頼者が負担するものとする。なお、評価の過程で新たに性能確認のために試験等が必要となった場合、その費用は依頼者が負担するものとする。

(所要経費の納入及び変更)

第13条 依頼者は第6条に規定する評価依頼承諾書の受領後、当研究会が発行する請求書に基づき納入するものとする。

- 2 依頼者が評価の途中において評価依頼を取下げた場合、または評価技術の性能が、開発の主旨、目標等に照らし確認できなかった場合、当研究会は、評価に要した費用の積算を行い、その時点で評価作業を中止するものとする。
- 3 所要経費に大幅な変更が予想される場合には、その時点で当研究会は、依頼者と協議するものとする。

(評価証の有効期間)

第14条 評価証の有効期間は5年間とする。

(評価証の更新)

第15条 評価証は、既取得時における記載事項に変更がない場合(または記載事項に部分的変更を伴う場合も含む)、有効期間を更新して継続することが出来るものとする。

- 2 評価証の更新を依頼しようとするものは、様式6(p.21)に定める評価更新依頼書に必要資料を添えて有効期間の更新に支障のない時期に申し込むものとする(部分的変更を伴う場合、変更箇所・理由等必要な資料を添えて申し込むものとする)。
- 3 前項の資料は、評価証の写し、前有効期間の使用実績表、使用状況およびトラブルの有無等の資料とする。
- 4 当研究会は、受付け審査会を開催し、前項の資料に基づき、評価証更新の是非を審査するものとする。
- 5 当研究会は、前項の受付け審査の結果、更新の対象として適当と認められたものについて、評価更新依頼承諾書(p.22 様式7)を発行するものとする。なお、受付け審査の結果、適当と認められなかった場合については、その対応を依頼者と協議するものとする。
- 6 当研究会は、更新に当り、別途開催される評価委員会(または技術審査会)に報告し、承認を得るものとする。また、評価証の記載事項に部分的変更を伴う場合には、新規評価技術と同様、評価作業を実施した上で、評価委員会を開催し、承認を得るものとする。
- 7 評価証の更新が認められた技術については、有効期間を5年間として更新するものとし、新たに評価証を作成し依頼者に送付するものとする。評価証は、既取得時における記載事項に変更がない場合、有効期間を更新して継続することが出来るものとする。

(評価証更新の経費)

第16条 既取得時における評価証の記載事項に変更がない場合の第15条の所要経費は、申込料10万円(税別)及び一般技術にあつては更新費用70万円(税別)、要素技術にあつては更新費用40万円(税別)を標準とし、依頼者が負担するものとする。なお、費用は当研究会の発行する請求書に基づき納入するものとする。

2 評価証の記載事項に部分的変更を伴う場合の第15条の所要経費は、第18条による。

(評価取得技術の技術内容の部分的な変更)

第17条 評価証取得技術の内容は、既取得時における評価証の記載事項に変更を伴い、かつ依頼者から提出された資料を基に技術内容の審査が可能なものについて、有効期間内に評価証取得技術の技術内容の部分的な変更を行うことが出来るものとする。

2 評価証取得技術の技術内容の部分的な変更を行おうとする依頼者は、様式8(p.23)に定める評価証取得技術内容変更依頼書に必要事項を記入し、当研究会に資料を添えて依頼するものとする。

3 前項の資料は、既取得時の評価証の写し、技術内容の部分的な変更内容を既取得時と変更依頼時で対比した資料ならびにこれを確認できる資料、変更依頼時までの使用実績または使用状況を記した資料等、評価証取得技術の技術内容の部分的な変更に必要な全ての資料とする。

4 当研究会は、受付け審査会を開催し、依頼者より提出された資料を基に、前第2項で依頼のあった評価証取得技術の技術内容の変更が部分的な変更にあたるか否かについて審査を行うものとする。

5 当研究会は、前項の受付け審査の結果、評価証既取得技術の技術内容の部分的な変更の対象として適当と認められたものについて、第5条第1項から第6項について依頼者と協議を行い、協議が整ったとき、様式9(p.24)に定める評価証取得技術内容変更依頼承諾書を発行するものとする。なお、部分的変更と認められなかったものについては、当研究会は別途依頼者と協議するものとする。

6 前項により評価証取得技術内容変更依頼承諾書を発行したものについて、当研究会は評価証取得技術の技術内容の部分的な変更にかかわる評価を行うものとする。

7 前項の評価は、原則として第8条から第10条を準用する。ただし、評価委員会の回数は評価委員会が適宜定めるものとする。

8 前第6項の評価が終了したとき、当研究会は、有効期間を既取得時の有効期間とする新たな評価証及び評価報告書を作成して依頼者へ交付するものとする。

(技術内容の部分的な変更の経費)

第18条 評価証取得技術の技術内容の部分的な変更の所要経費は、申込み料10万円(税別)及び一般技術にあつては変更費用130万円(税別)、要素技術にあつては変更費用80万円(税別)とし、依頼者が負担するものとする。なお、評価の過程で新たに性能確認のために試験等が必要となった場合は、その費用は依頼者が負担するものとする。

(評価証の取り消し)

第19条 依頼者が偽り、その他不正の手段により評価証を受けたことが判明したときは、受け審査会又は評価委員会を開催し評価証の全部または一部を取消することができる。

2 前項の規定に該当したとき、当研究会は直ちに必要な処置を講じたことを依頼者に通知し、当研究会の費用によって登録を抹消又は変更するとともに、その旨を公表する。

3 前項における公表とは、当研究会が評価技術の普及の為に行った評価証（写し）及び評価報告書の配布先への文書による連絡と、当研究会ホームページへの掲載などをいう。

(評価技術の普及)

第20条 当研究会は評価の結果が、漁港、漁場、漁村及び海岸等の、整備・開発、利用・管理等の技術の向上に役立つように、評価結果を当研究会のホームページ上にて公表するほか、評価証（写し）及び評価報告書の関係行政機関・関係団体等に配布、当研究会刊行物に掲載するなど、当該技術の普及が図れるよう努めるものとする。

実施要領の改訂履歴

発行. 平成26年7月1日

第一回改訂 平成27年4月1日

受付け審査基準

この基準は、評価等の依頼のあった開発技術に対して評価対象の適否を判断するために定めるものである。

< 受付け審査基準 >

(評価等の依頼の前提条件)

評価等の依頼をする技術（以下依頼技術）は、以Fの条件を満たしていることを前提とする。

- (1) 漁港・漁場・漁村および海岸等の整備、開発、利用、管理等に利用できる技術であること。
- (2) 技術の向上に寄与するものであって、かつ、施工性、経済性など、実用性がある技術であること。
- (3) 依頼技術の内容に係わる全てについて開示できるものであること。
- (4) 依頼する内容等において虚偽がないこと。
- (5) 依頼者において開発を終了し、使用実績を有する又は性能確認試験を行ったものであること。
- (6) 技術内容の確認が明確にできるものであること。
- (7) 環境に対して悪影響がないものであること。
- (8) 違法性のないものであること。
- (9) 依頼技術の内容に係る全てについて、係争中でないこと。
- (10) 依頼技術に係わる工業所有権等の権利侵害等のないものであること。
- (11) 依頼者の他に依頼技術の共同開発者、特許保有者がいる場合、本事業への申込に対する承諾を得ていること。
- (12) 技術内容を説明する書類は、全て日本語で対応がなされるものであること。
- (13) 技術内容の審査のため、必要に応じ、評側委員会が指示する試験等を依頼者の負担により実施できるものであること。
- (14) 詳細委員会が求める試験成果に相当する程度の試験データ解析結果の蓄積があり、審査に著しく労力、時間、経費を要するものでないこと。
- (15) 技術の使用マニュアルの整備がなされているものであること。
- (16) 依頼者が複数の場合は、依頼技術に係わる各依頼者の責任の所在が明確にされていること。
- (17) 依頼技術に起因する工事事故等が生じた際の責任は、全て依頼者が負うものであること。
- (18) 依頼者は依頼技術に係わる評価の結果に係わる当研究会の普及活動に同意できること。
- (19) その他審査評価等について、別紙2 に示す実施要領以外の事項については依頼者の責任に帰属するものであること。

(様式 -1)

技術評価依頼書

平成 年 月 日

一般社団法人 漁港漁場新技術研究会

会 長 殿

法人の名称 :

法人印

代表者名 :

公 印

所在地 :

電話番号 :

下記に示す技術を「水産公共関連民間技術の確認審査・評価事業」において確認審査・評価する事を依頼します。

記

1. 対象技術名称 :

2. 添付資料名 :

3. 評価期間

(依頼者の希望)

4. 担当者 氏 名 :

法人の名称 :

所 属 :

郵便番号 :

住 所 :

電 話 :

(内線)

FAX :

E-mail :

(様式-2)

技術概要説明書

依頼者名	
技術名称	
技術の種類	
評価技術の分類	一般技術 ・ 要素技術
技術の概要	
開発の趣旨	
開発の目標	
性能 (適応性、施工性、操作性、耐久性、安全性、経済性、確実性、環境保全等)	
性能の確認方法	
既存技術との対比	
使用実績	
技術内容の公開性	
特許の有無	有 ; (特許番号 ;) (取得時期 ; 年 月 日) 無

関連法規制	
事故発生時の処置方法	
開発の時期 (実用化した年月日)	
耐用年数、又は保証年数	
維持管理の有無 (維持管理の期間と維持管理内容について)	
他団体での認証等 (認証団体名、認証番号、認証年月等)	
その技術に関して既に 発表した論文等 (論文タイトル、学会等の 名称、発表年月等)	
添付資料名	
その他	

(様式3)

受付審査基準確認書

「水産公共関連民間技術の確認審査・評価事業」受付審査基準（別紙3）について、依頼者は、下記の通り前提条件の適否を判断します。

記入年月日：平成 年 月 日

記入者（所属）：_____

（氏名）：_____

No.	前提条件	根拠等	適否
1	漁港、漁場、海岸、漁村の整備・利用・補修・維持・管理に利用できる技術であること	<input type="checkbox"/> 関係資料あり <input type="checkbox"/> 自己申告 <input type="checkbox"/> その他 ()	[適・否]
	(適否及び判断根拠等記入欄) ・		
2	技術の向上に寄与するものであって、かつ、施工性、経済性など、実用性がある技術であること。	<input type="checkbox"/> 関係資料あり <input type="checkbox"/> 自己申告 <input type="checkbox"/> その他 ()	[適・否]
	(適否及び判断根拠等記入欄) ・		
3	申請を依頼する技術に係る全てについて開示できるものであること。	<input type="checkbox"/> 関係資料あり <input type="checkbox"/> 自己申告 <input type="checkbox"/> その他 ()	[適・否]
	(適否及び判断根拠等記入欄) ・		
4	依頼内容に虚偽がないこと。	<input type="checkbox"/> 関係資料あり <input type="checkbox"/> 自己申告 <input type="checkbox"/> その他 ()	[適・否]
	(適否及び判断根拠等記入欄) ・		
5	依頼技術は開発を終了し、使用実績を有する、又は性能確認試験等を行ったものであること。	<input type="checkbox"/> 関係資料あり <input type="checkbox"/> 自己申告 <input type="checkbox"/> その他 ()	[適・否]
	(適否及び判断根拠等記入欄) ・		
6	技術内容の確認が明確にできるものであること。	<input type="checkbox"/> 関係資料あり <input type="checkbox"/> 自己申告 <input type="checkbox"/> その他 ()	[適・否]
	(適否及び判断根拠等記入欄) ・		
7	環境に対して悪影響がないこと。	<input type="checkbox"/> 関係資料あり <input type="checkbox"/> 自己申告 <input type="checkbox"/> その他 ()	[適・否]
	(適否及び判断根拠等記入欄) ・		

8	違法性がないものであること。	<input type="checkbox"/> 関係資料あり <input type="checkbox"/> 自己申告 <input type="checkbox"/> その他 ()	[適・否]
	(適否及び判断根拠等記入欄) .		
9	依頼技術の内容に係る全てについて、係争中でないこと。	<input type="checkbox"/> 関係資料あり <input type="checkbox"/> 自己申告 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> ()	[適・否]
	(適否及び判断根拠等記入欄)		
10	依頼する技術は工業所有権等の権利侵害等のないものであること。	<input type="checkbox"/> 関係資料あり <input type="checkbox"/> 自己申告 <input type="checkbox"/> その他 ()	[適・否]
	(適否及び判断根拠等記入欄) .		
11	依頼者の他に依頼技術の共同開発者、特許保有者がいる場合、本事業への申込に対する承諾を得ていること。	<input type="checkbox"/> 関係資料あり <input type="checkbox"/> 自己申告 <input type="checkbox"/> その他 ()	[適・否]
	(適否及び判断根拠等記入欄) .		
12	技術内容を説明する書類は、全て日本語での対応がされているものであること。	<input type="checkbox"/> 関係資料あり <input type="checkbox"/> 自己申告 <input type="checkbox"/> その他 ()	[適・否]
	(適否及び判断根拠等記入欄) .		
13	技術内容の評価・審査のため、必要に応じ評価委員会が指示する試験等を依頼者の負担により実施できるものであること。	<input type="checkbox"/> 関係資料あり <input type="checkbox"/> 自己申告 <input type="checkbox"/> その他 ()	[適・否]
	(適否及び判断根拠等記入欄) .		
14	評価委員会が求める試験成果に相当する程度の試験データ解析結果の蓄積があり、審査に著しく労力、時間、経費を要するものでないこと。	<input type="checkbox"/> 関係資料あり <input type="checkbox"/> 自己申告 <input type="checkbox"/> その他 ()	[適・否]
	(適否及び判断根拠等記入欄) .		
15	技術の使用マニュアル等の整備がなされているものであること。	<input type="checkbox"/> 関係資料あり <input type="checkbox"/> 自己申告 <input type="checkbox"/> その他 ()	[適・否]
	(適否及び判断根拠等記入欄) .		
16	依頼者が複数の場合は、依頼する技術に係る各依頼者の責任の所在が明確にされていること。	<input type="checkbox"/> 関係資料あり <input type="checkbox"/> 自己申告 <input type="checkbox"/> その他 ()	[適・否]
	(適否及び判断根拠等記入欄)		

17	依頼技術に起因する事故等が生じた際の責任は、全て依頼者が追うものであること。	<input type="checkbox"/> 関係資料あり <input type="checkbox"/> 自己申告 <input type="checkbox"/> その他 ()	[適・否]
	(適否及び判断根拠等記入欄) .		
18	依頼者は、当研究会による依頼技術評価結果の普及活動に同意できること。	<input type="checkbox"/> 関係資料あり <input type="checkbox"/> 自己申告 <input type="checkbox"/> その他 ()	[適・否]
	(適否及び判断根拠等記入欄) .		
19	その他審査評価等について、別紙2に示す実施要領以外の事項については依頼者の責任に帰属するものであること。	<input type="checkbox"/> 関係資料あり <input type="checkbox"/> 自己申告 <input type="checkbox"/> その他 ()	[適・否]
	(適否及び判断根拠等記入欄)		

(様式4)

評 価 依 頼 承 諾 書

平成 年 月 日

殿

一般社団法人 漁港漁場新技術研究会
会 長

住 所 千101-0046

東京都千代田区神田多町2-9

田中ビル 4階

T E L : 03-5294-6868

F A X : 03-5294-6877

平成 年 月 日付をもって評価依頼のありました下記の技術について、下記により承諾します。

記

1. 技 術 名 称
2. 評 価 の 範 囲
3. 評 価 の 期 間 平成 年 月～平成 年 月
4. 所 要 経 費
5. 所要経費の納入方法
6. そ の 他

一般社団法人 漁港漁場新技術研究会 担当者氏名 _____

(様式5)

評 価 証

第 _____ 号

技術の名称 : _____

1. 依頼者

法人の名称

所在地

2. 評価の前提

3. 評価の範囲

4. 評価の結果

本技術は、開発の主旨、開発の目標等に照らし評価を行った結果、以下のとおりであった。

(1) ことが確認された。

(2) ことが確認された。

一般社団法人漁港漁場新技術研究会が定める水産公共関連民間技術の確認審査・評価に関する実施要領に基づき、上記の内容を確認した。

なお、評価証の有効期間は5年間とする。

平成 年 月 日

一般社団法人 漁港漁場新技術研究会
会 長

(様式6)

評価更新依頼書

平成 年 月 日

一般社団法人 漁港漁場新技術研究会

会 長 殿

法人の名称 :

法人印

代表者名 :

公 印

所在地 :

電話番号 :

下記に示す技術を水産公共関連民間技術の確認審査・評価事業」において確認審査・評価済み技術の更新を依頼します。

記

1. 対象技術名称及びNo. :

2. 更新を必要とする理由 :

3. 添付資料名 :

4. 担当者 氏 名 :

法人の名称 :

所 属 :

郵便番号 :

住 所 :

電 話 :

(内線)

FAX :

E-mail :

(様式7)

評価更新依頼承諾書

平成 年 月 日

殿

一般社団法人 漁港漁場新技術研究会
会 長

住 所 千101-0046
東京都千代田区神田多町2-9
田中ビル 4階

T E L : 03-5294-6868

F A X : 03-5294-6877

平成 年 月 日付をもって評価更新依頼のありました下記の技術について、下記により承諾します。

記

1. 技 術 名 称
2. 評 価 の 範 囲
3. 評 価 の 期 間 平成 年 月 ~ 平成 年 月
4. 所 要 経 費
5. 所要経費の納入方法
6. そ の 他

一般社団法人 漁港漁場新技術研究会 担当者氏名 _____

(様式8)

評価証取得技術内容変更依頼書

平成 年 月 日

一般社団法人 漁港漁場新技術研究会

会 長 殿

法人の名称 :

法人印

代表者名 :

公 印

所在地 :

電話番号 :

下記に示す技術を水産公共関連民間技術の確認審査・評価事業」において確認審査・評価済み技術内容の変更を依頼します。

記

1. 対象技術名称及びNo. :

2. 更新を必要とする理由 :

3. 添付資料名 :

4. 担当者 氏 名 :

法人の名称 :

所 属 :

郵便番号 :

住 所 :

電 話 :

(内線)

FAX :

E-mail :

(様式9)

評価証取得技術内容変更依頼承諾書

平成 年 月 日

殿

一般社団法人 漁港漁場新技術研究会
会 長

住 所 〒101-0046
東京都千代田区神田多町2-9
田中ビル 4階
T E L : 03-5294-6868
F A X : 03-5294-6877

平成 年 月 日付をもって評価証取得技術内容の変更依頼のありました下記の技術について、下記により承諾します。

記

1. 技 術 名 称
2. 評 価 の 範 囲
3. 評 価 の 期 間 平成 年 月～平成 年 月
4. 所 要 経 費
5. 所要経費の納入方法
6. そ の 他

一般社団法人 漁港漁場新技術研究会 担当者氏名 _____

(参考)

承 諾 書

_____ 殿

御社と共同開発を行いました（もしくは特許を共同保有する）下記技術について、一般財団法人 漁港漁場新技術研究会が実施する「水産公共関連民間技術の確認審査・評価事業」に対して、御社（もしくは、他の共同依頼者）が、弊社（もしくは個人）の連名でなく申込み、且つ評価証を受けることについて承諾します。

平成 年 月 日

_____ 印

記

技術名称： _____

特許番号： _____